

第7章 高齢者保健福祉に関する行政等の体制

1 高齢者保健福祉サービスの全体調整等

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域をつくるために福祉課内に設置した地域包括支援センターを中心として、地域と協働した取り組みを推進します。

(1) 地域支え合い活動の推進

本町では、平成26年に高齢者の安心・安全な地域社会を実現するために支援を必要とする方の早期の発見や地域における支え合い活動の推進を図るため「栗山町地域支え合い活動推進条例」を制定、地域支え合い活動推進名簿により関係機関へ情報提供しています。

今後も、福祉団体を所管する社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会との連携を強化し、地域福祉活動の充実のため連絡を密にした取り組みを進めていきます。

(2) 地域関係団体との連携体制

高齢者を支えるためには、介護、福祉、保健、医療がそれぞれの特性を生かしながら連携していくことが大変重要です。地域包括支援センターを中心に各種団体等と連携を図り、専門職の立場で地域支援体制を強化します。

